

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会のお知らせ (厚生労働省委託事業)

株式会社 インターリスク総研
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部

労働安全衛生法が改正され、
職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となります

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月までに「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となります。今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められてきます。

これに合わせて、厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、本説明会は厚生労働省から業務委託を受けた(株)インターリスク総研が東京労働局、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部の全面的な協力を得て実施します。御参加の申し込みは平成 26 年 11 月 4 日(火曜日)までに(別紙)受動喫煙防止対策説明会申込兼受付書によりコンサルタント会 東京支部 事務局までお願いします。

記

1. 説明会開催日：平成 26 年 11 月 11 日(火曜日) 9 時 30 分～12 時
受付(9 時 00 分～)
2. 説明会会場：港区立港勤労福祉会館 1 階 第一洋室 (別紙地図参照)
〒108-0023 東京都港区芝 5 丁目 18 番 2 号 Tel 03-3455-6381
JR 田町駅西口(三田口)徒歩 5 分都営地下鉄三田駅 A7 徒歩 1 分
3. 対象：事業場の経営者、人事・労務・総務・安全衛生担当者など(先着 100 名様)
4. 説明会の参加費：無料です。(テキスト等も無料)
5. 説明会の内容
 - ① 受動喫煙による健康への有害性
 - ② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備等
 - ③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)、安衛法改正の内容含む。
東京労働局健康課担当者が講義予定)
 - ④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
 - ⑤ 質疑応答
6. 参加要領：裏面の申込書を fax、メールでお送りください。
7. 申込期限：11 月 4 日(火曜日)
提出先 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
TEL : 03-3453-7393 FAX : 03-3453-7505
e-mail : jashcont@basil.ocn.ne.jp

(別紙申込書あり)

以上

(別紙)

ファックス番号 03-3453-7505
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

受付番号 _____

職場の受動喫煙防止対策説明会申込兼受付書

参加者登録情報

フリガナ お名前			
フリガナ 所属会社			役職
住 所			
TEL		FAX	

説明会参加申込による個人情報、本説明会以外には利用いたしません。

申込締切り 平成 26 年 11 月 4 日 (火曜日) 先着 100 名(申込を受付た場合は連絡いたしません。)

1. 説明会開催日 : 平成 26 年 11 月 11 日 (火曜日) 9 時 30 分より
2. 説明会会場 : 港区立港勤労福祉会館 1 階 第一洋室

港区芝 5 丁目 18 番 2 号 Tel 03-3455-6381



ちいばす田町ルート「勤労福祉会館前」徒歩1分

3. 申込先 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部

住所 : 〒108-0023 港区芝浦2-2-15-301 キョウエイハイツ田町

FAX : 03-3453-7505 e-mail : jashcont@basil.ocn.ne.jp

FAX、メールで申込願います。

東 子